

## 第107回消費生活審議会 会議録

### 1 開催概要

- (1) 日 時 平成26年6月30日(月) 午後3時から午後5時15分まで
- (2) 場 所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員19名(五十音順)
- 糸瀬 美保委員, 岩谷 道子委員, 宇津 克美委員, 川口 恭弘委員,  
佐久間 毅委員, 佐川 早苗委員, 佐野 泰三委員, 新谷 義雄委員,  
高田 艶子委員, 永井 弘二委員, 平井 和委員, 松井 元子委員,  
本政八重子委員, 森田 政子委員, 山下 徹朗委員, 山中 英之委員  
山本 克己委員, 山本 隆英委員, 渡邊 明子委員
- 消費生活審議会専門委員1名  
山本 純専門委員
- 京都市  
文化市民局長 平竹 耕三, 市民生活部長 吉川 昌弘,  
消費生活総合センター長 峯 泰勝 ほか

### 2 傍聴者

1名

### 3 開会

- (1) 京都市文化市民局長 挨拶
- (2) 京都市消費生活審議会会長 挨拶
- (3) 新たに就任された委員の紹介(佐川委員, 山中委員)

### 4 審議内容等

#### 議題

- (1) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)の平成25年度推進状況について(資料1)
- (2) 京都市消費生活基本計画(第2次計画) 平成25年度重点課題に対する取組状況について(資料2)

～峯センター長から, 資料1, 資料2を説明～

#### (質疑)

##### ○平井委員

件数から見て, 実績が十分でないように見える項目でも, 検証では一定できているよう

な評価になっており、違和感を感じる。重点課題として挙げた項目については、どういう施策に基づいてどういう成果があった、成果がなければなかったときちんと自己評価してほしい。

#### ○峯センター長

事業者指導について言えば、法令も複雑化しており、行政機関だけでの対応することが難しくなっているが、事業者に被害回復を求めていくことについては弁護士とともに対応しており、そちらでの件数が増加している。行政が主体となって指導した件数については減少しているが、専門家と一緒にやる対応も含めれば、前年度と同程度の水準が維持できており、それを踏まえて評価した。

そういったことがわかるように示されていないという点に関しては、今後も工夫していきたい。

#### ○山本会長

消費税増税については、本年の3月までに契約していれば旧税率が適用されるので、ご指摘の問題が顕在化してくるのは今年度に入ってからだと思う。

立入検査のような個別案件の事後対応については、件数の多少で評価するのは難しい。件数が多ければ事前の適正化の努力が足りなかったといった見方もできる。

#### ○平井委員

平成24年度は大手ホームセンター、平成25年度は身近な中小企業から選定とあるが、その理由は。また、選定数が昨年度と同数だが、制限はあるのか。

#### ○峯センター長

選定数に制限はない。立入検査は、法で定める安全性が確保されるべき製品に、PSE、PSC等のマークが適切に表示されているかどうかを調べるものである。業者選定の理由は、大手のホームセンターは、検査対象になっている商品を多く取り扱っているため、中小企業については、仕入れ先が不明確な場合にきちんと表示されていないことがあるため、検査を実施して表示の適正化を図っている。

#### ○平井委員

以前、大手ホームセンターのプライベートブランドの商品が検査もせずに販売されたという報道があり、今はリコールの対象になっている。平成24年度に京都市がこのホームセンターに立入検査した結果はどうだったのか。

○峯センター長

市の検査はマークの表示についての検査であり、市がそのホームセンターを検査した際、マークの表示については問題なかった。このホームセンターのケースで問題になったのは、適正な検査に適合したもののみ表示することができるマークを、検査を行わずに表示して販売していたという点である。指導は、国の権限で行うことになっている。

○平井委員

ガス等、検査件数が0件のものがあるが、検査をすることが事業名目なのにおかしいのではないか。

○峯センター長

ガスについては、京都府の消防が持っていた権限が委譲されたものだが、専門的な内容の検査になるため、一定のノウハウを身につけなければ検査を実施できない。早期に対応していく必要があると考えているが、センターの体制等の課題もあり検査を実施できていないのが現状である。

○平井委員

今年度の予定は3事業所くらいを選定して検査を行うということによいか。

○峯センター長

それくらいの予定と考えていただければ結構である。

○平井委員

啓発ポスター掲示が「継続」とあるが、応募人数が多いとは言えず、単に継続するのではなく、もっと市民が参加してより多くの人にこのような事業をわかってもらう方策を考えるべき。

消費者啓発物品の作成についても、もっとイメージキャラクターを活用する、障害者や高齢者など、いろいろな対象者の利用を想定したグッズ作成を心がけていく必要があるのではないか。

○峯センター長

啓発物品については、配布した際にアンケートを取るなどして利用者の意見を聞いており、今後も意見をグッズ作成に反映していきたい。

○糸瀬係長

啓発ポスター掲示を「継続」としたのは、今年5月に昨年度募集した作品を展示する啓

発ポスター展を行っているからである。

○平井委員

土日祝の電話相談は消費生活有資格者の会（以下「有資格者の会」）に委託しているが、この方たちは研修の充実の対象にならないのか。土日祝という電話をかけやすい時間帯に対応してもらっている方々であり、同等の研修を行うべきではないのか。

○峯センター長

有資格者の会を対象とした研修は行っていない。この団体自体が、他都市で相談員をされている方など、消費生活に係る3つの資格のいずれかを取得されている方で構成されており、自ら研鑽をされている団体である。

市の相談員については市の規定に基づき研修を行っており、研修はそれぞれの職域でやっていくべきと考えるが、パワーアップセミナーなどに参加していただくことはできる。

○山本会長

有資格者の会の方で他の仕事をされている方は、平日に実施する研修に参加するのは難しいのではないかと。

○高田委員

耐震診断や改修への助成について、とても大切な事業であると感じているが、事業実績を見ると件数が非常に少ない。平成25年度の実績をどう評価しているか。

特に高齢者などで、費用が高いとか、自分たちだけで住んでいるからという理由で診断を受けない方もおられる。このような方にもなるべく受け入れられやすいようなかたちでの周知もお願いしたい。

また、耐震シェルターが100万くらいで設置できて、保育園などでも活用されているという話を聞いており、このような、気軽な、安価なといった視点でも周知してほしい。

皆が診断を受けてみようか、耐震を考えてみようかと思えるような手立てを考えてもらえればと思う。

○峯センター長

庁内の関係部署で構成する消費者行政推進会議の中でも確認したが、事業実施初年度の平成24年度は、申込みが殺到して補正予算で対応したとのことだった。それを踏まえて、平成25年度は当初から一定の予算を確保したが、結果として申込みが少なくなったとのことだった。周知については関係課に伝えておく。

○山本会長

周知については課題があるかもしれない。関係部局にも伝えていただきたい。

## 議題

### (3) 第1回消費者教育推進部会開催報告（資料3）

～峯センター長から、資料3に基づき説明～

#### （質疑等）

○佐久間消費者教育推進部会長

消費者教育とは、これからの社会の発展とともに一人一人が満足のいく生活を送っていくために、社会において、消費の面からどのように行動していくかを学ぶものであると理解している。

今年度策定する計画については、幼児から大人に至るまでの各段階で、適切な情報を受け取り、考える機会を持てる社会の構築を目指すものと認識しており、具体的には、既に京都市で実施されている取組を「消費者教育」という観点で体系化することにより、効率的に消費者教育が行われる仕組みを作っていければと考えている。

大変な作業量になるが、スケジュールは非常にタイトである。委員の皆様からご意見があれば早めに事務局に伝えていただきたい。

○平井委員

小学生、中学生、大学生という限定された年齢階層への言及しかないが、それ以外にも高校、専門学校、職業訓練校、フリースクール、通信制高校、総合支援学校などに通う生徒もいる。対象を限定して計画を立てるのは見直していただきたい。

○山本会長

消費者教育の推進は京都市単独でできるものではなく、他の自治体や国と協調し、全体としてうまくやっていくことを目指すべきである。特に高校生への対応については、高校の多くが府立であることから、京都市単独での対応は難しいのではないかと。府とは何か協議しているのか。

○峯センター長

今のところ協議はしていない。消費生活基本計画では、各年代に応じた消費者教育を推進していこう、それを生涯にわたってやっていこうという内容になっている。対象を限定する意図はない。

○平井委員

対象を限定する意図はないということだったが、対象を限定するような計画の立て方では誤解を与えるので、もう少し広い視野にたった計画を立てていただきたい。

○佐久間部会長

ご指摘はその通りだが、ここでは、現在この年齢階層ではこういった取組があるという例を、今後計画を立てていくための材料として紹介しているのであり、そこに示されているものが計画というわけではない。

総合支援学校の方など、特別な配慮が必要なケースがあれば、どの部局でどういうことをやっているか調べ、それを計画の中に織り込めるのであれば織り込んでいければと思う。

○山本会長

高校などでは市教委と府教委の管轄の問題も出てくるので、それ以外の地域的な取組などで、平井委員のおっしゃったことを活かして総合的な施策ができればと思う。

#### **議題**

(4) 京都市消費生活基本計画（第2次計画）に係る平成26年度実施計画について（資料4）

～峯センター長から、資料4に基づき説明～

(質疑)

○山本会長

重点課題5「商品等の表示基準の見直しの検討」に関連して、今年度、表示・包装適正化部会を開催するのか。

○峯センター長

国の食品表示基準がいつ出るのか未定であり、府のほうもこれから検討すると聞いている。スケジュールは未定である

○平井委員

計画の策定は、平成24年12月に施行された消費者教育推進法（以下、「推進法」）に対応して行われるものであるが、すでに推進法の施行から一定の期間が経過している。京都市の対応は遅いのではないか。

○峯センター長

できるだけ早期に計画を策定するよう努めていくが、現在他都市で策定済みなのは東京都、神戸市など数都市であり、京都市が大きく遅れているわけではないことは御理解いただければと思う。

○山本会長

推進法は、施策の大きな方向性を示す基本法であり、各自治体は、推進法の趣旨を踏まえつつ、地域事情に応じた計画を策定することになっている。推進法を施行したら直ちに計画を策定せよというものではない。

また、推進法の内容は、自分の世代だけでなく、次世代に限られた資源をどのように伝えていくかについても消費者問題と捉えるなど、被害者救済と悪質業者の指導が主だったこれまでの消費者行政を根本から変えるものになっている。

現在は、このような大きな変化にどのように対応していくかについてノウハウが十分に蓄積されていない状況だが、今できることから計画に反映していこうということで検討を進めていくこととしたいので、その点は御理解いただきたい。

○渡邊委員

多くの人が、推進法が策定されることや、このような法律が必要な社会状況になっていることを認識できていなかった。このような中で京都の状況を見てみると、京都府ではすでに計画を策定しており、京都市も今年度中に策定することとしている。東京都は、推進法を策定している最中から情報を入手して早期に計画を策定しているが、これは例外的であり、京都は早く対応できていると思う。

会議のやり方について、私たちも資料について質問したいことがあるし、今後は、早めに資料を送っていただいて、事前に事務局が質問を集約して不明な点を説明いただいたり、会議で皆に発言の機会を与えることも意識しながら進めていただければと思う。

○平井委員

重点課題2「様々な主体と連携した消費者教育・啓発事業の推進」について、小中学生といった個別事象的なものだけで趣旨や目的を掲げられてしまうと、重点課題の在り方が市民に分かりやすく説明できたとは言えない。趣旨・目的の文章については再考をお願いしたい。

○糸瀬係長

小中学生というのは十分に組み合わせていなかった典型例として記載している。後段で年齢層に応じた教材の充実で他の年齢階層についても示しているが、修正については、趣旨を踏まえて検討したい。

○吉川市民生活部長

本日は委員の皆様から建設的なご意見をいただいた。今年度は消費者教育推進計画策定という大きな取組があるが、部会で十分ご議論いただきながら進めていくとともに、各年齢層における教育についてもしっかりとした体系化を行って、消費者問題に関する情報提供を行っていくこととしたい。

以上